

3. 障がい福祉計画におけるサービス等について

障がい福祉サービス

下記の障害福祉サービスについて、平成 30 年度～平成 32 年度まで各年度ごとに見込量を設定するとともに、見込量の確保方策を掲げました。

訪問系

- ▶ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ▶ 重度訪問介護
- ▶ 行動援護
- ▶ 同行援護
- ▶ 重度障害者等包括支援

日中活動系

- ▶ 生活介護
- ▶ 自立訓練（機能訓練）
- ▶ 自立訓練（生活訓練）
- ▶ 就労移行支援
- ▶ 就労継続支援（A型）
- ▶ 就労継続支援（B型）
- ▶ 就労定着支援
- ▶ 短期入所（福祉型）
- ▶ 短期入所（医療型）
- ▶ 療養介護

居住系

- ▶ 自立生活援助
- ▶ 共同生活援助（グループホーム）
- ▶ 施設入所支援

相談支援

- ▶ 計画相談支援
- ▶ 地域移行支援
- ▶ 地域定着支援



地域生活支援事業

下記の地域生活支援事業について、平成 30 年度～平成 32 年度まで各年度ごとに見込量を設定するとともに、実施に関する方策を掲げました。

必須事業

- ▶ 理解促進研修・啓発事業
- ▶ 自発的活動支援事業
- ▶ 相談支援事業
(基幹相談支援センター等機能強化事業)
- ▶ 成年後見制度利用支援事業
- ▶ 意思疎通支援事業
 - ▶ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
 - ▶ 手話通訳者設置事業
 - ▶ 手話奉仕員養成研修事業
- ▶ 日常生活用具給付等事業
 - ▶ 介護・訓練支援用具
 - ▶ 自立生活支援用具
 - ▶ 在宅療養等支援用具
 - ▶ 情報・意思疎通支援用具
 - ▶ 排泄管理支援用具
 - ▶ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
- ▶ 移動支援事業
- ▶ 地域活動支援センター

任意事業

- ▶ 点字・声の広報等発行事業
- ▶ 点字講座（奉仕員養成研修）事業
- ▶ 自動車運転免許取得・改造費助成事業
- ▶ 重度身体障害者移動支援事業
- ▶ 日中一時支援事業

4. 障がい児福祉計画におけるサービスについて

下記の障害児支援サービスについて、平成 30 年度～平成 32 年度まで各年度ごとに見込量を設定するとともに、見込量の確保方策を掲げました。

障害児支援

- ▶ 児童発達支援
- ▶ 居宅訪問型児童発達支援
- ▶ 医療型児童発達支援
- ▶ 放課後等デイサービス
- ▶ 保育所等訪問支援
- ▶ 障害児相談支援
- ▶ 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

